



茨城県報

第 1 0 3 4 号

平成11年 2月15日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県旅行業更新登録申請等手数料徴収規則の一部を改正する規則（観光物産課）…………… 1

告 示

- 青少年に有益な興行の推奨（女性青少年課）…………… 2
- 定款変更の認可（農地管理課）…………… 2
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課）…………… 2
- 道路の供用の開始（4件）（道路維持課）…………… 4
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（県税事務所）…………… 5
- 土地改良事業の適当決定（2件）（土地改良事務所）…………… 5

（ 公 安 委 員 会 ）

- 緊急自動車の指定…………… 6

（ 大 規 模 小 売 店 舗 審 議 会 ）

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示…………… 6

公 告

- 新県庁舎周辺業務用地の譲受人の公募について（県庁舎建設局）…………… 7
- 道路の位置の指定（建築指導課）…………… 8

規 則

茨城県規則第5号

茨城県旅行業更新登録申請等手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成11年 2月15日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県旅行業更新登録申請等手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県旅行業更新登録申請等手数料徴収規則（平成8年茨城県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「15,000円」を「17,000円」に改め、同条第2号中「9,800円」を「11,000円」に改める。

付 則

この規則は、平成11年 4月 1日から施行する。



告 示

茨城県告示第150号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条の規定に基づき、青少年に有益な興業として次のものを推奨する。

平成11年 2 月 15 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 推奨番号 11
- 2 種類 映画
- 3 題名 「長くつ下のピッピ」
- 4 製作 スウェーデン・ドイツ・カナダ合作
- 5 配給会社 有限会社茨城映画センター
- 6 推奨年月日 平成11年 2 月 15 日
- 7 推奨理由 この映画は、自由奔放な主人公ピッピが、自然との対峙の中で物事の一つ一つを自分の中でつかみ取り、考え、育っていく姿を描いたアニメーションであり、創造し空想することが苦手と言われ、自分自身をも否定して内側に閉じこもってしまいがちな今の子どもたちに夢と冒険と勇気を与え、心の成長期にある青少年に有益な映画である。

茨城県告示第151号

平成11年 1 月 27 日付けで、馬渡土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成11年 2 月 8 日認可した。

平成11年 2 月 15 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年 2 月 15 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 2 月 15 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 玉里水戸線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡茨城町大字野曾 字北山1568番 1 地先から	旧	メートル —	メートル —	
東茨城郡茨城町大字野曾 字北山1486番地先まで	新	最大 11.0 最小 8.0	170	迂回路設置
東茨城郡茨城町大字野曾 字権現堂1397番 1 地先から	旧	—	—	
東茨城郡茨城町大字野曾 字恵古田1418番 1 地先まで	新	最大 11.5 最小 11.5	210	迂回路設置

茨城県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成11年2月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年2月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 友部内原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡内原町大字五平 字西1042番 2 から	旧	メートル 最大 13.8 最小 4.5	メートル 2,064	
東茨城郡内原町大字鯉淵 字三ノ割3017番まで	新	—	—	旧道移管

茨城県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成11年2月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年2月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 354号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡総和町大字磯部 字宮下前1977番 2 から	旧	メートル 最大 15.0 最小 10.5	メートル 190	迂回路設置
		猿島郡総和町大字釈迦字上宿299番 1 まで	新	
最大 20.0 最小 10.5	205			

茨城県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年2月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年2月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道大津港停車場線
- 2 供用開始の区間 北茨城市大津町北町字薬師前1130番 5 地先から
北茨城市大津町北町字藤ノ腰1094番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年2月15日

茨城県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年2月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年2月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道玉里水戸線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字野曾字権現堂1397番 1 地先から
東茨城郡茨城町大字野曾字北山1568番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年2月20日

茨城県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年2月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年2月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道水戸岩間線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡友部町大字随分附721番 1 地先から
西茨城郡友部町大字随分附723番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年2月15日

茨城県告示第158号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成11年2月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年2月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道354号
- 2 供用開始の区間 猿島郡総和町大字磯部字宮下前1977番2から
猿島郡総和町大字釈迦字上宿299番1まで
- 3 供用開始の期日 平成11年2月15日

茨城県告示第159号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則(昭和34年茨城県規則107号)第33条の3の規定により告示する。

平成11年2月15日

茨城県水戸県税事務所長 齊 藤 滋

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業者の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
茨 城	株式会社 酒寄商店	茨城県西茨城郡岩瀬町岩瀬243	平成11年1月28日

茨城県告示第160号

千波湖土地改良区から平成11年1月19日付で認可申請のあった本線西田地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成11年1月27日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年2月15日

茨城県水戸土地改良事務所長 中 島 正 隆

- 1 縦覧に供する書類
千波湖土地改良区定款の写し
本線西田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間
平成11年2月16日から
平成11年3月15日まで
- 3 縦 覧 の 場 所
水戸市役所

茨城県告示第161号

河間土地改良区理事長小島格から平成10年12月22日付けで認可申請のあった稲荷宿地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成11年1月28日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年 2月15日

茨城県下館土地改良事務所長 木 澤 英 雄

- 1 縦覧に供する書類
河間土地改良区定款の写し
稲荷宿地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間
平成11年 2月16日から
平成11年 3月15日まで
- 3 縦 覧 の 場 所
下館市役所

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

#### 茨城県公安委員会告示第 4 号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第 1 項の規定により、緊急自動車の指定を行ったので公示する。

平成11年 2月15日

茨城県公安委員会委員長 篠 原 健 治

#### 1 緊急自動車の指定

| 指定番号    | 自動車登録番号    | 車名・年式    | 用 途       | 所有者・使用者氏名    |
|---------|------------|----------|-----------|--------------|
| 3 6 1 4 | 水戸88せ 6883 | トヨタ 11年式 | 保存血液応急運搬用 | 茨城県赤十字血液センター |

~~~~~  
(大 規 模 小 売 店 舗 審 議 会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第 3 号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第 9 条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴 (法人及び団体にあつては、事業の沿革) (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出して下さい。

平成11年 2月15日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社ハイマート
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 ハイマート常北店
茨城県東茨城郡常北町石塚1164番地 2
他 9 筆
- 3 現在の閉店時刻 午後 8 時
- 4 現在の年間休業日数 年間24日
- 5 繰下げ後の閉店時刻 午後10時

- 6 削減後の年間休業日数 年間 1 日
 7 閉店時刻の繰下げ及び年間休業日数の削減を行う年月日 平成11年 4月24日

公 告

●新県庁舎周辺業務用地の譲受人の公募について

新県庁舎周辺業務用地について、その譲受人を次により公募します。

平成11年 2月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 公募する土地の所在地
 茨城県水戸市笠原町978番 6
 2 公募する土地の面積、価格等

街区画地番号	面 積	1 ㎡当り単価	分 譲 価 格
東 4 街区⑤画地	416㎡	220,000円	91,520,000円
東 4 街区⑥画地	451㎡	220,000円	99,220,000円
東 4 街区⑦画地	486㎡	220,000円	106,920,000円
東 4 街区⑧画地	520㎡	222,000円	115,440,000円
東 4 街区⑨画地	558㎡	222,000円	123,876,000円
東 4 街区⑩画地	1,218㎡	232,000円	282,576,000円

3 申込資格

次に掲げる(1)から(5)までの条件の全てに該当する者

- (1) 土地を自らの業務に供するための建築物及び付属施設（自ら所有管理する賃貸目的の建築物等を含む。以下「建築物等」という。）の敷地の用に供するものであること。
 (2) 建築物等の建設及び運営に必要な資力及び信用を有するものであること。
 (3) 土地の譲渡代金の支払能力を有するものであること。
 (4) 建築物等の建設計画及び資金計画（以下「事業計画」という。）が適切なものであること。
 (5) 県が前号の条件に適合し適切なものとして承認した建設計画に基づき、土地引渡しの日から 2 年以内に建築物等の建設に着手し、かつ、4 年以内に業務を開始できるものであること。

4 申込書受付期間

平成11年 2月15日から26日まで

5 応募要領配布場所及び申込書受付場所

水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号
 茨城県総務部県庁舎建設局

6 申込みに必要な書類

応募要領に定める様式及び書類とする。

7 その他

詳細については、茨城県総務部県庁舎建設局（電話029-221-8111 内線2452）へお問い合わせください。

◎道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成11年2月15日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第 85 号	平成11年2月2日	株式会社 高橋工務店 代表取締役 高橋次夫	岩井市大字大崎 140番地の2	結城郡石下町 大字古間木 字大山1944番1	メートル 5.01	メートル 29.10

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行)(金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029(221)8111(代)